

今の通常国会に、犯罪被害者等の少年審判の傍聴を認める少年法「改正」法案が提出されています。

少年法は、非行をおとした少年の健全育成を目的とし、少年を立ち直らせ、再び非行に走ることがないようにすることをめざしています。そのため少年法は、非行

を起こすに至った背景、要因をていねいに調査・分析し、その原因に対して、福祉的・教育的に対応することを求めています。そこに刑事司法と異なる少年司法の重要な特質があります。

の悩みや不満を聴き取り、受け入れることが重要だからです。そうしてこそ少年は、自らがもたらした被害に向き合い、内省を深めることが可能となります。少年審判を非公開にし、少年

ることを妨げることになりかねません。裁判官も被害者等を意識して、少年に配慮する発問をためらうようになり、その結果、審判の教育的・福祉的機能が後退し、審判が刑事裁判化する

る審判記録の閲覧・コピーや意見を述べることが可能となりました。また傍聴も裁判官の裁量により、被害者等の在席が可能となっております。

主張 新聞全教 解説

少年法の「健全育成」の理念後退は許されない

少年審判について少年法は、懇切を旨として、なかなか行うこととしています。それは、事件をおこした少年が、成長過程や資質・性格に大きな問題を抱えていることを踏まえ、まず少年

と裁判官が対話するという審判のやりかたは、こうした少年司法の理念、目的にもついています。その少年審判に被害者等が同席すれば、少年が萎縮してしまい、心を開いて語

恐れがあります。いっぽう被害者等の「事実を知りたい」などの思いや、悲しみに配慮した施策のいっそうの検討も必要です。2000年の少年法改正により、被害者等によ

少年と被害者等の権利を対立的に考え、少年への管理・処罰を強化することは、少年法の「健全な育成」の理念を後退させることとなります。全教も加入する、子ども全国センター、や日弁連、各地の弁護士会なども少年法「改正」に反対しています。マスコミ各紙も慎重審議を求めています。被害者等への配慮とともに、少年法の理念を生かす施策がいまこそ求められます。(全教書記次長 吉田正美)